議案第3号から議案第8号までの6件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第3号 筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例において引用する規定に変更が生じるため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、市民にはどのような影響があるのか、との質疑があり、執行部からは、今回は法改正に伴う改正であり、ただちに市民に大きな影響があることは想定していないが、今後、情報連携の拡充により行政手続の利便性向上や簡素化が進むものと考えている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。

次に、『**議案第**4号 筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例及び筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、地方自治法の一部改正により会計年度任用職員に対する 勤勉手当の支給が可能となったため、条例の一部を改正するもので す。

委員会では、勤勉手当の支給額は人事評価の成績が影響するのか、 との質疑があり、執行部からは、成績反映をするよう国から通知が あっているため、令和6年度から支給を開始して、令和7年度につ いては令和6年度の評価を勤勉手当に反映させる方向で検討して いる、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。

次に、『議案第5号 筑紫野市消防団員の定員、任免、給与、服 務等に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご 報告いたします。

本件は、消防団員の処遇改善のため、報酬及び費用弁償の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、階級により昇給額に違いがあるのはなぜか、との質 疑があり、執行部からは、筑紫地区他市との均衡を図る観点から昇 給額を決定したためである、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。 次に、『**議案第6号** 筑紫野市営住宅条例の一部を改正する条例 の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理するため、本条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり 可決すべきものと決しました。

次に、**『議案第7号 筑紫野市人権文化センター条例の一部を改 正する条例の制定』**の件について、ご報告いたします。

本件は、京町隣保館の老朽化に伴い本施設を解体するため、隣保館機能を京町教育集会所及び京町地区集会所へ移転し、両集会所を廃止して新たに京町隣保館として位置づけるため、また、施設の機能変更や施設内面積の変更により岡田隣保館及び京町隣保館の施設使用料の変更が生じたため、条例の一部を改正するものです。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。

次に、『議案第8号 筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、国民健康保険事業の安定的な運営のため、国民健康保険

税の税率等を改定するものです。

委員会では、今回の税率改定により低所得者の負担が増すことになるがなぜこの税率になったのか、との質疑があり、執行部からは、全国的に一般会計からの赤字補填目的の繰入解消を目指しており、将来的には保険税率が県で統一されることが決まっているため、今回も県が示す標準保険税率を適用している、これは均等割、平等割を増やすことで所得の増減に影響を受けることなく安定した収入が見込まれる改定内容となっている、との答弁がありました。

また、一委員から、支払いできないケースが増え結果的に税収が 減るのでは、との質疑があり、執行部からは、県による保険税率の 統一が予定されており、それまで市独自の税率で運用を続けると統 一後に大きな差が生じ、結果的に支払い不能となる人が増える可能 性があるため、県の示す税率に則り運用するのがよいと考えている、 との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。

『議案第16号 令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件の歳出予算の主な内容は、県支出金の返還額が確定したため保険給付費等交付金償還金として2,839万2,000円の減額など、歳入予算では、収入見込額が減少したため一般被保険者国民健康保険税医療給付費分現年課税分として1億2,463万2,00円の減額などをするもので、歳入歳出それぞれ7,703万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を101億3,099万1,000円とするものです。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号から議案第20号までの3件について、審査の経過 と結果をご報告いたします。

まず、『議案第18号 令和5年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算(第1号)』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、繰越金の増額に伴う積立金の増額補正等で、 歳入歳出それぞれ43万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総 額を335万8,000円とするものです。

なお、この予算は2月15日に開催された管理会の同意を得て提 案されました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決 すべきものと決しました。

次に、『議案第19号 令和5年度筑紫野市御笠財産区特別会計 補正予算 (第1号)』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、育林事業等委託料の確定による減額補正等で、 歳入歳出それぞれ37万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総 額を257万8,000円とするものです。

なお、この予算は2月19日に開催された管理会の同意を得て提 案されました。 質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第20号 令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別 会計補正予算(第2号)』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、基金繰入金の減額などを行うもので、歳入歳出それぞれ3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を2,458万1,000円とするものです。

なお、この予算は2月21日に開催された管理会の同意を得て提 案されました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案の とおり可決すべきものと決しました。

議案第24号及び議案第25号の件について、審査の経過と結果 をご報告いたします。

まず、『議案第24号 令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、保険給付事業が主なものであり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億5,306万円とするものです。

委員会では、第4期特定検診保健指導対応システム改修業務委託 料が計上されているがどのような事業か、との質疑があり、執行部 からは、保健事業実施計画策定におけるシステム改修等に係る委託 業務である、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第25号 令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸 付事業特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、貸付金の償還が主な事業であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ222万8,000円とするものです。

委員会では、償還が残っているのは何名か、との質疑があり、執 行部からは、12名であり、個別に償還計画をたて償還してもら っている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

『議案第28号 令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。本予算は、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金が主なものであり、歳入歳出予算をそれぞれ28億1,802万7,000円と

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

するものです。

議案第30号から議案第32号までの3件について、審査の経過 と結果をご報告いたします。

まず、『議案第30号 令和6年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ292万1,000円 とするものであり、湯町駐車場の維持管理が主な事業です。

なお、この予算は2月15日に開催された管理会の同意を得て提 案されました。

委員会では、特別旅費の使途はなにか、との質疑があり、執行部からは、財産区管理委員の視察費用である、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。

次に、『**議案第31号** 令和6年度筑紫野市御笠財産区特別会計 予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,997万 9,000円とするものであり、山林の管理が主な事業です。

なお、この予算は2月19日に開催された管理会の同意を得て提 案されました。 委員会では、育林事業に関して管理会ではどのような議論がなされているのか、との質疑があり、執行部からは、育林事業については5年スパンで森林計画をたて主伐と利用間伐を計画的に行うとともに、県補助金を有効活用するなど、赤字にならないよう努めている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。

次に、『議案第32号 令和6年度筑紫野市平等寺山財産区特別 会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,572万3,00 0円とするものであり、山林の管理が主な事業です。

なお、この予算は2月21日に開催された管理会の同意を得て 提案されました。

委員会では、財産区によって事務費繰出金の額が異なっているが 歳出根拠はなにか、との質疑があり、執行部からは、管財課職員の 事務量を按分して算出している、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決 すべきものと決しました。

『議案第35号 筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定』 の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、令和6年能登半島地震災害の被災者に係る個人住民税の特例措置として、災害による損失を令和6年度分の雑損控除として申告できるよう地方税法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員会では、令和7年度以降はどうなるのか、との質疑があり、 執行部からは、今回の特例措置を適用して令和6年度分の個人住民 税において雑損控除として申告するか、または令和7年度分の雑損 控除とするかを選択してもらうことになる、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。